

## 第135期 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2023年6月29日 (木曜日)  
午前10時 (受付開始：午前9時)



株主総会の模様をインターネットでライブ配信いたします。詳細は背表紙をご覧ください。

**場所** ホテル日航奈良 4F 飛天の間  
奈良市三条本町8-1

- 議案**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
  - 第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠決定の件

# ごあいさつ



株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行第135期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当行グループは、経営計画「なんとミッションと10年後に目指すゴール」の達成に向け、2022年度はリレーションシップマネジメントの変革による「顧客基盤の拡充」「人材育成の強化」および「経営基盤の強化」をアクションプランの中核に据え、お客さまの生産性向上や資産形成支援等に取り組み、経営計画の目標としている顧客向けサービス業務利益は大幅に増加しました。

一方、歴史的な物価上昇を背景に、欧米の中央銀行が相次いで利上げしたことを受け、市場部門において逆鞘となっていた外国債券を中心に損失処理を行い、当期純利益は大幅な減益となりました。

市場部門の損失処理による影響を除けば業績は概ね計画通りに推移したことから、期末配当金につきましては、2022年9月に公表した配当予想の金額である73円に据え置くこととしました。既にお支払いいたしました中間配当金40円と合わせて、年間配当金は113円を予定しております。

当行は2024年6月に、節目となる創立90周年を迎えます。また、2024年度には経営計画の中間目標を掲げており、2023年度はその達成に向けた重要な年になると考えています。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月  
株式会社南都銀行

取締役頭取 橋本隆史

証券コード8367  
2023年6月8日  
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

奈良市橋本町16番地  
株式会社南都銀行  
取締役頭取 橋本 隆史

株主の皆さまへ

## 第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第135期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト及び東京証券取引所（東証）のウェブサイトに「第135期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.nantobank.co.jp/investor/shareholder/meeting.html>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（「銘柄名（会社名）」に『南都銀行』又は「証券コード」に『8367』と入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

### 1 日 時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

### 2 場 所

奈良市三条本町8-1 ホテル日航奈良 4F 飛天の間

### 3 目的事項

- 報告事項
- 第135期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  - 第135期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
  - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

# 招集ご通知

## 4 議決権行使についてのご案内

事前の議決権行使については、以下をご参照ください。

株主総会にご出席される場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2023年6月28日（水）  
午後5時まで

### インターネットによる議決権行使の場合

詳細は

P.6をご覧ください



議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2023年6月28日（水）  
午後5時まで

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱います。

以上

● 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。

● 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。（当行は当面の間、全ての株主さまに従来通りの内容を記載した招集ご通知をお送りする予定です。）

#### 事業報告

- ・ 企業集団の現況うち、財産及び損益の状況、使用人の状況、主要な営業所等の状況、その他当行グループの現況に関する重要な事項
- ・ 会社役員に関する事項のうち、責任限定契約、補償契約、役員等賠償責任保険契約に関する事項
- ・ 社外役員に関する事項のうち、社外役員の兼職その他の状況、社外役員の主な活動状況、社外役員に対する報酬等、社外役員の意見
- ・ 株式に関する事項、新株予約権の状況、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要、会社の支配に関する基本方針

#### 連結計算書類・計算書類

- ・ 連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
- ・ 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

#### 監査報告書

- ・ 監査報告（連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告）

● 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

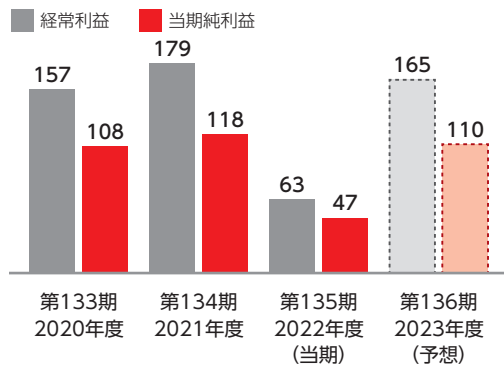
● 本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.nantobank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 連結財務ハイライト

### 経常利益 親会社株主に帰属する 当期純利益

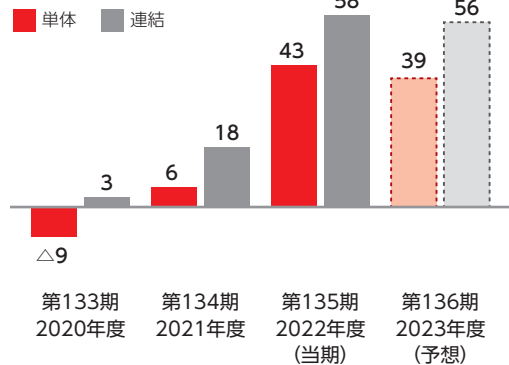
63億円

47億円



### 顧客向けサービス業務利益

58億円

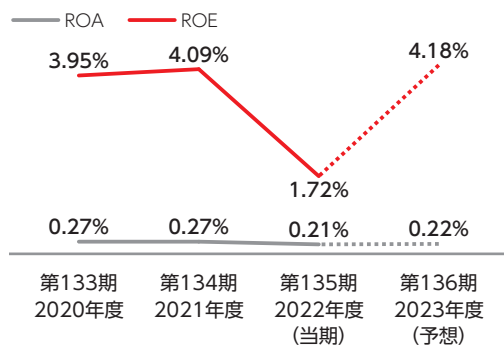


### ROA

0.21%

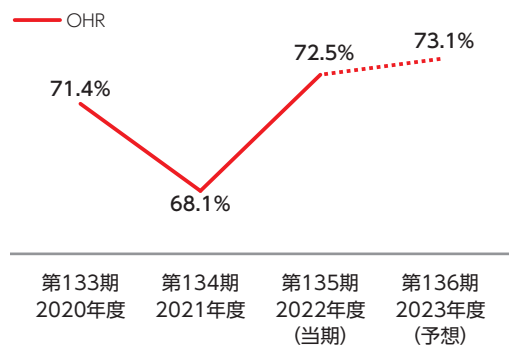
### ROE

1.72%



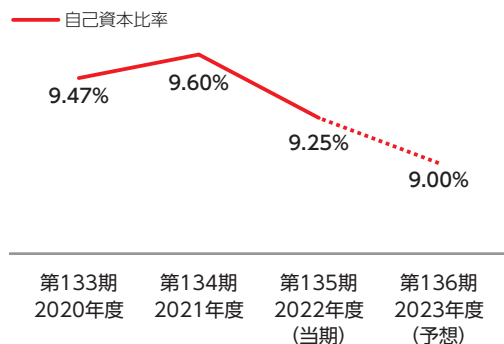
### OHR

72.5%



### 自己資本比率

9.25%



### 2024年度の中間目標 連結ベース

※ ( ) 内は2022年度実績

■ 顧客向けサービス  
業務利益+30億円  
(+58億円)

■ OHR 70%未満  
(72.5%)

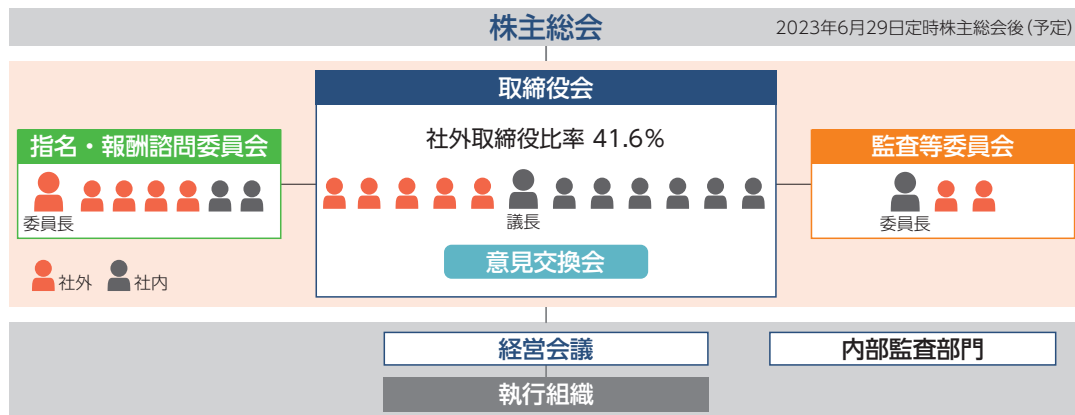
■ ROE 4.0%以上  
(1.72%)

■ ROA (単体) 0.25%以上  
(0.20%)

## コーポレートガバナンスへの取組について

### ■ 監査等委員会設置会社への移行によるコーポレートガバナンスの更なる強化

当行では取締役会の機能を強化し、不確実性の高い経営環境下において適時迅速に重要な意思決定を実行していくことができるよう、独立性・多様性を重視したガバナンス体制としています。本総会において第2号議案「定款一部変更の件」が承認されますと、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行します。監査等委員会設置会社への移行により、コーポレートガバナンス体制の更なる強化を図るとともに、経営の意思決定および執行の更なる迅速化を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。



## 当期の業績および配当方針について

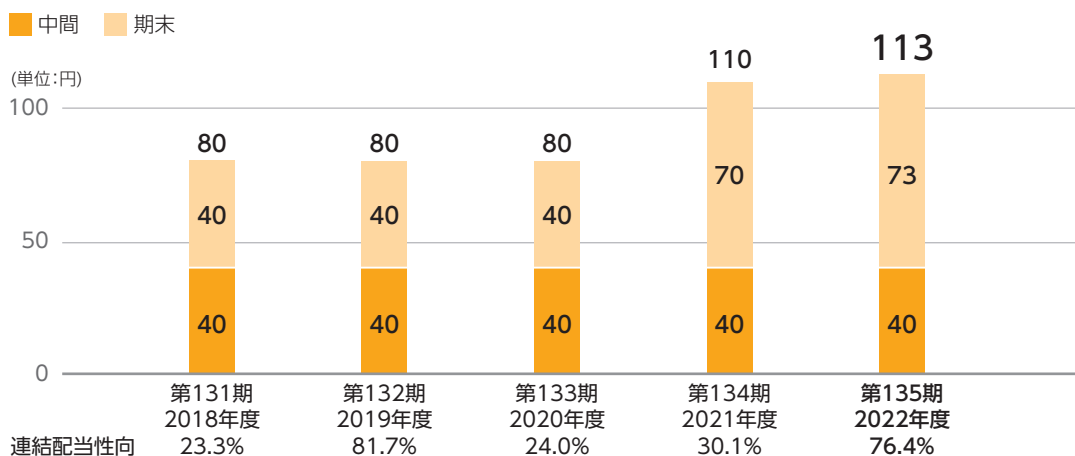
当行は、2022年度下期において、欧米の金利上昇により逆鞘となっていた外国債券を中心に損失処理を行ったことから、当期純利益は大幅な減益となりました。

有価証券の損失処理を実施したことで、2023年度の市場部門収益は回復する見込みとなったこと、また、市場部門の損失処理による影響を除けば、顧客向けサービス業務利益などの業績は概ね計画通りに推移したことから、当期の期末配当については、昨年9月に公表した1株につき73円に据え置くこととしました。これにより、年間配当金は、中間配当金40円を加えた113円となります。

### 当行の株主還元方針

安定配当80円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安とする

### ご参考 1株当たり配当金の推移



# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

## インターネットによる議決権行使方法について

### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



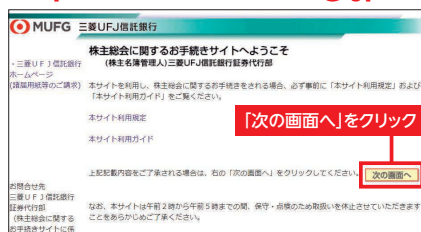
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました!

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

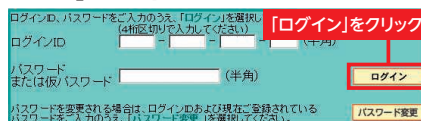
### ログインID・仮パスワードを入力する方法

#### 議決権行使サイトのご利用方法

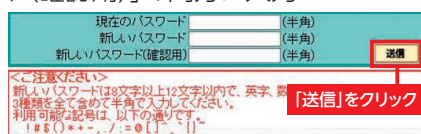
- 1 議決権行使サイトにアクセスする  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



- 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
電話 0120-173-027 (受付時間9:00~21:00、通話料無料)

### <機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、下記株主還元方針、通期の業績及び今後の業績見通し等を勘案し、1株につき73円といたしたいと存じます。

これにより、中間配当金40円を加えた年間配当金は、1株につき113円となります。

また、当期の業績及び経営環境等を勘案し、別途積立金を積み立てたいと存じま

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式 1株につき金73円

総額 2,323,231,935円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

#### 2. 別途積立金の積立に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,200,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

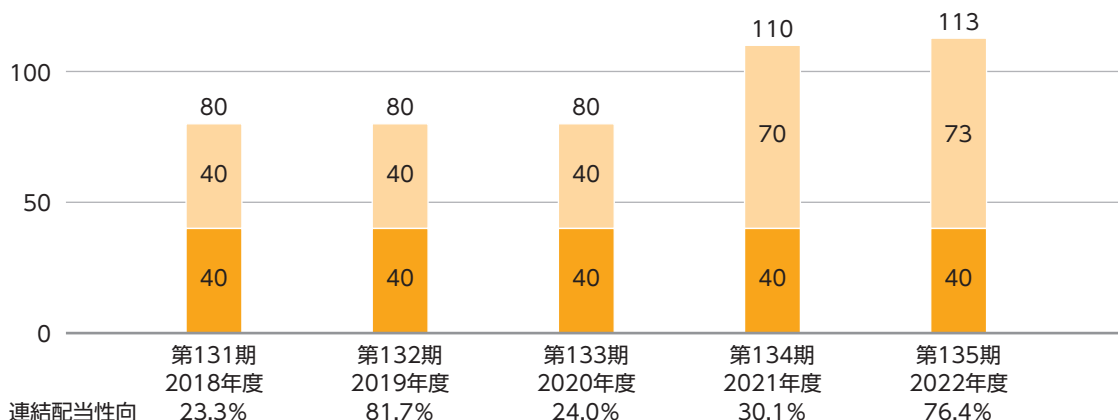
繰越利益剰余金 1,200,000,000円

#### 当行の株主還元方針

安定配当80円を維持しつつ、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安とする

### ご参考 1株当たり配当金の推移

■ 中間 ■ 期末





## 第2号議案 定款一部変更の件

## 1. 変更の理由

当行は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 〈条文省略〉	第1章 総 則 第1条～第3条 〈現行どおり〉
(機 関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機 関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 〈削除〉
第5条 〈条文省略〉	第5条 〈現行どおり〉
第2章 株 式 第6条～第12条 〈条文省略〉	第2章 株 式 第6条～第12条 〈現行どおり〉
第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 〈条文省略〉	第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 〈現行どおり〉
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当銀行の取締役は、15名以内とする。 〈新設〉	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 当銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。 ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 〈条文省略〉	(取締役の選任) 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 〈現行どおり〉

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、取締役会の決議に従い業務を執行する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役の内から取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の内から代表取締役を選定する。代表取締役は、取締役会の決議に従い業務を執行する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の内から取締役会長、取締役頭取各1名を置くことができる。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第25条</p> <p style="text-align: center;">〈条文省略〉</p>	<p>第25条</p> <p style="text-align: center;">〈現行どおり〉</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集は、会日の5日前までに各取締役に対して、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>
<p>第27条</p> <p>〈条文省略〉</p>	<p>第27条</p> <p>〈現行どおり〉</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第28条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第28条</p> <p>〈条文省略〉</p>	<p>第29条</p> <p>〈現行どおり〉</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条</p> <p>〈条文省略〉</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条</p> <p>〈現行どおり〉</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>〈削除〉</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p>
<p>(補欠監査役の選任の効力)</p> <p>第32条 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p>
<p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、必要に応じ監査役会の決議によって常任監査役を置くことができる。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 監査役会の招集は、会日の5日前までに各監査役に対して、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集は、会日の5日前までに各監査等委員に対して、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、更にこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条</p> <p>〈条文省略〉</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条</p> <p>〈現行どおり〉</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者については、指名の客観性及び透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しています。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	2022年度の取締役会出席状況
1	はしもと たか し 橋 本 隆 史 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">再任</span>	取締役頭取 (代表取締役)	100.0% (13回/13回)
2	いしだ さとし 石 田 諭 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">再任</span>	取締役副頭取執行役員 (代表取締役)	100.0% (13回/13回)
3	よこたに かず や 横 谷 和 也 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">再任</span>	取締役専務執行役員	100.0% (13回/13回)
4	すぎうら たけし 杉 浦 剛 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 営業推進本部長	100.0% (13回/13回)
5	ふなき りゅういちろう 船 木 隆一郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員	100.0% (13回/13回)
6	ほんだ こう じ 本 多 浩 治 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">新任</span>	常務執行役員	—
7	まつざか ひで たか 松 坂 英 孝 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役 (社外取締役)	100.0% (13回/13回)
8	なかやま こずゑ 中 山 こずゑ <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役 (社外取締役)	100.0% (10回/10回)
9	にしむら たか し 西 村 隆 至 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">独立役員</span>	—	—

(注) 中山こずゑ氏の取締役会出席状況は、2022年6月29日取締役就任後のものです。



# 1 橋本隆史

再任

- 生年月日 1954年5月20日
- 所有する当行の株式数 8,003株
- 取締役在任年数 16年（本総会終結時）

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	当行入行	2011年6月	当行常務取締役大阪地区本部長
2005年6月	当行公務部長	2013年6月	当行常務取締役
2007年6月	当行取締役人事部長	2014年6月	当行専務取締役
2010年6月	当行常務取締役営業統括部長	2015年6月	当行取締役頭取（代表取締役）（現任）

### 取締役候補者 とした理由

頭取就任時より強い実行力・リーダーシップを発揮して当行の変革に着手し、中長期的視点から、当行の持続的な経営に向けて様々な施策を実行してきました。営業推進及び管理、事務部門をはじめ、あらゆる銀行業務に精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。



# 2 石田諭

再任

- 生年月日 1974年10月6日
- 所有する当行の株式数 2,487株
- 取締役在任年数 4年（本総会終結時）

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2018年11月	株式会社経営共創基盤ディレクター
2001年7月	国土交通省総合政策局建設業課経営指導係長	2019年2月	当行顧問
2003年11月	株式会社産業再生機構マネージャー	2019年4月	当行専務執行役員経営戦略本部長
2010年7月	株式会社経営共創基盤ディレクター	2019年6月	当行取締役副頭取執行役員経営戦略本部長（代表取締役）
2013年8月	金融庁監督局総務課監督調整官	2020年4月	当行取締役副頭取執行役員（代表取締役）（現任）
2015年7月	金融庁総務企画局政策課政策管理官		【担当】
2016年7月	金融庁検査局総務課モニタリング企画室長		全体執行統括、秘書室、経営企画部、DX・SDGs 特命担当
2017年7月	金融庁監督局地域金融企画室長		

### 取締役候補者 とした理由

取締役就任後、強力な実行力・リーダーシップをもって企画・管理部門の変革を断行し、当行グループのコーポレートガバナンスを大きく強化させてきました。多くの企業の経営改革や金融行政に深く携わってきた経験があり、各種の重要な取組の推進とともに、取締役会の意思決定・監督機能のさらなる強化を期待できることから取締役候補者として選任しております。



## 3 横谷和也

再任

- 生年月日 1962年12月15日
- 所有する当行の株式数 4,725株
- 取締役在任年数 4年（本総会終結時）

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |         |                   |         |                          |
|---------|-------------------|---------|--------------------------|
| 1985年4月 | 当行入行              | 2019年6月 | 当行取締役常務執行役員運用本部長         |
| 2014年6月 | 当行総合企画部長          | 2020年4月 | 当行取締役常務執行役員              |
| 2016年4月 | 当行執行役員経営企画部長      | 2022年4月 | 当行取締役専務執行役員（現任）          |
| 2018年4月 | 当行執行役員公務・地域活力創造部長 | 【担当】    |                          |
| 2019年4月 | 当行常務執行役員運用本部長     |         | 人事総務部、リスク統括部、コンプライアンス統括部 |

#### 取締役候補者 とした理由

取締役就任後、市場部門においてポートフォリオの再構築に取り組み、人事部門・リスク統括部門において人事制度改革や内部管理態勢の強化を推進してきました。企画部門の経験が特に豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。



## 4 杉浦剛

再任

- 生年月日 1963年7月13日
- 所有する当行の株式数 4,149株
- 取締役在任年数 2年（本総会終結時）

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |         |                   |         |                                    |
|---------|-------------------|---------|------------------------------------|
| 1986年4月 | 当行入行              | 2021年6月 | 当行取締役常務執行役員                        |
| 2017年4月 | 当行執行役員桜井支店長       | 2022年4月 | 当行取締役常務執行役員<br>営業推進本部長（現任）         |
| 2018年4月 | 当行執行役員東京支店長       | 【担当】    |                                    |
| 2019年4月 | 当行執行役員奈良中和ブロック本部長 |         | 営業サポート部、法人ソリューション部、<br>資産コンサルティング部 |
| 2021年4月 | 当行常務執行役員          |         |                                    |

#### 取締役候補者 とした理由

取締役就任後、市場部門・審査部門を担当し、2022年度は、営業全般の最高責任者として、営業体制の見直しや預り資産販売体制の強化等の営業改革を進めてきました。営業部門の経験が特に豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有することから取締役候補者として選任しております。



5

ふな き りゅう いち ろう  
船 木 隆 一 郎

再任

- 生年月日 1966年12月19日
- 所有する当行の株式数 1,269株
- 取締役在任年数 2年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2016年11月	金融庁専門調査員
2002年4月	株式会社みずほ銀行法人企画部調査役	2019年4月	当行顧問
2004年5月	株式会社新銀行東京（現株式会社きらぼし銀行）企画グループ上席部長	2019年7月	南都コンサルティング株式会社 代表取締役社長
2009年1月	株式会社経営共創基盤顧問	2021年4月	当行常務執行役員営業推進本部長
2009年6月	株式会社豊和銀行執行役員（営業統括部担当）	2021年6月	当行取締役常務執行役員営業推進本部長
2012年7月	株式会社経営共創基盤プリンシパル	2022年4月	当行取締役常務執行役員（現任） 【担当】
2012年7月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与		市場運用部、地域事業創造部、東京営業部

取締役候補者  
とした理由

取締役就任後、営業部門・市場部門において、当行の慣例にとられない戦略的思考や高い専門性を発揮し、市場運用でマーケットが大きく混乱するなか、迅速な対応によりリスクの低減を図るとともに、地域産業の競争力回復に向けた新規事業にも着手しております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる多様な経験・能力を有することから取締役候補者として選任しております。



6

ほん だ こう じ  
本 多 浩 治

新任

- 生年月日 1964年3月27日
- 所有する当行の株式数 3,815株
- 取締役在任年数 —

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2022年4月	当行執行役員営業推進本部副本部長 兼奈良北和ブロック本部長 兼京都ブロック本部長
2018年4月	当行執行役員大阪中央営業部長		
2019年4月	当行執行役員大阪ブロック本部長		
2021年4月	当行執行役員奈良北和ブロック本部長	2023年4月	当行常務執行役員（現任） 【担当】 IT戦略部、事務サポート部、審査部

取締役候補者  
とした理由

当行の奈良・大阪・京都にまたがる各営業エリアにおいてブロック本部長を歴任し、強い実行力・リーダーシップを持った現場の長として実績を残してきました。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験を有し、また、これまで培ってきたお客さまや現場行員の実情についての深い理解を踏まえ、アフターコロナを見据えた与信管理、お客さまや行員にとって最適な事務・システムの実現を期待できることから取締役候補者として選任しております。





# 7 松 坂 英 孝

再任 社外 独立役員

- 生年月日 1958年2月22日
- 所有する当行の株式数 1,764株
- 取締役在任年数 3年（本総会終結時）

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |         |                        |                    |                   |
|---------|------------------------|--------------------|-------------------|
| 1980年4月 | 大阪瓦斯株式会社入社             | 2019年6月            | 大阪瓦斯株式会社顧問（現任）    |
| 2009年6月 | 同社執行役員企画部長             | 2020年6月            | 同行社外取締役（現任）       |
| 2011年4月 | 同社常務執行役員資源・海外事業部長      | 2020年6月            | 広島ガス株式会社社外取締役（現任） |
| 2011年6月 | 同社取締役常務執行役員資源・海外事業部長   | 2022年6月            | 西松建設株式会社社外取締役（現任） |
| 2014年4月 | 同社取締役常務執行役員経営企画本部長     | 【重要な兼職の状況】         |                   |
| 2015年4月 | 同社代表取締役副社長執行役員         | 株式会社オージーキャピタル取締役会長 |                   |
| 2019年4月 | 株式会社オージーキャピタル取締役会長（現任） | 大阪瓦斯株式会社顧問         |                   |
|         |                        | 広島ガス株式会社社外取締役      |                   |
|         |                        | 西松建設株式会社社外取締役      |                   |

### 社外取締役候補者 とした理由及び 期待する役割

企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、大所高所からの経営への意見具中等、経営に対する監督的確かつ公正に実施できる高い知見を有することから、社外取締役候補者として選任しております。当行においては、事業会社における多様な経営経験を活かし、金融機関の枠にとらわれない、独立した立場からの銀行経営の監督を期待しております。



# 8 中 山 こずゑ

再任 社外 独立役員

- 生年月日 1958年2月25日
- 所有する当行の株式数 483株
- 取締役在任年数 1年（本総会終結時）

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |         |                           |                 |                     |
|---------|---------------------------|-----------------|---------------------|
| 1982年4月 | 日産自動車株式会社入社               | 2019年6月         | 株式会社帝国ホテル社外監査役（現任）  |
| 2005年4月 | 同社企画統括部長                  | 2020年6月         | TDK株式会社社外取締役（現任）    |
| 2008年4月 | 同社ブランドマネジメントオフィス部長        | 2020年6月         | いすゞ自動車株式会社社外取締役（現任） |
| 2010年9月 | 同社ブランドコーディネーションディビジョン副本部長 | 2022年6月         | 同行社外取締役（現任）         |
| 2011年4月 | 横浜市役所入庁                   | 【重要な兼職の状況】      |                     |
| 2012年4月 | 同市文化観光局長                  | TDK株式会社社外取締役    |                     |
| 2018年6月 | 株式会社横浜国際平和会議場代表取締役社長      | いすゞ自動車株式会社社外取締役 |                     |
|         |                           | 株式会社帝国ホテル社外監査役  |                     |

### 社外取締役候補者 とした理由及び 期待する役割

企業・地方行政機構での経営経験を有し、また現在は、当行に加えて、グローバル企業を含む上場企業3社で社外取締役・社外監査役を務めるなど、多様な組織運営に関与してきており、幅広い知識と高い見識を有することから、社外取締役候補者として選任しております。当行では、組織運営に関する経験と知見、深い洞察力を踏まえ、地域発展のための示唆や当行のダイバーシティ推進に向けた取組への助言など、独立した立場からの銀行経営の監督を期待しております。



9

にし むら たか し  
西 村 隆 至

新任

社外

独立役員

■ 生年月日	1956年9月23日
■ 所有する当行の株式数	0株
■ 取締役在任年数	—

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	近畿日本鉄道株式会社（現近鉄グループホールディングス株式会社）入社	2015年4月	近鉄不動産株式会社専務取締役
1979年9月	近鉄不動産株式会社出向	2019年6月	近鉄不動産株式会社取締役副社長
2000年11月	同社総合企画室部長	2020年6月	近鉄グループホールディングス株式会社取締役
2002年12月	同社取締役	2020年6月	株式会社近鉄・都ホテルズ代表取締役社長（現任）
2010年6月	近畿日本鉄道株式会社執行役員 総合企画部担当	2021年6月	近鉄グループホールディングス株式会社 グループ執行役員（現任）
2011年6月	同社執行役員不動産事業本部副本部長	【重要な兼職の状況】	
2012年6月	同社執行役員生活関連事業本部 流通事業統括部長	株式会社近鉄・都ホテルズ代表取締役社長	
2013年6月	同社取締役常務執行役員生活関連事業本部 流通事業統括部長	近鉄グループホールディングス株式会社グループ執行役員	

#### 社外取締役候補者 とした理由及び 期待する役割

鉄道、不動産、ホテル業等の事業会社での企業経営者としての経験が豊富で、企業の組織運営・ガバナンスに幅広い知識と高い見識を有することから、社外取締役候補者として選任しております。当行においては、事業会社における多様な経営経験と高い知見を活かし、地域発展に資するアドバイスと独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松坂英孝、中山こずゑ、西村隆至の3氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 松坂英孝、中山こずゑの両氏は、当行が定める社外役員の「独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当行は同取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ております。なお、松坂英孝氏は大阪瓦斯株式会社の顧問を務め、同社と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の同社連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。
4. 西村隆至氏は、当行が定める社外役員の「独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本総会において同氏が選任された場合、当行は同取引所の定めに基づき、独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は株式会社近鉄・都ホテルズ代表取締役社長及び近鉄グループホールディングス株式会社グループ執行役員を務め、両社と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の両社の連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。
5. 本総会において松坂英孝、中山こずゑの両氏の再選が承認された場合、当行は社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。また、西村隆至氏が選任された場合、当行は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が当行の取締役に就任することとなった場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者については、指名の客観性及び透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しています。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



1

はん だ たか お  
半 田 隆 雄

新任

■ 生年月日	1958年12月25日
■ 所有する当行の株式数	6,723株
■ 監査役在任年数	7年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当行入行	2014年 6月	当行取締役人事部長
2011年 10月	当行経営管理部長	2016年 4月	当行取締役執行役員人事部長
2013年 6月	当行取締役バリュー開発部長	2016年 6月	当行常勤監査役（現任）

監査等委員である  
取締役候補者  
とした理由

2013年から取締役、2016年から常勤監査役を務め、多角的な視点から当行の経営に関与しております。これまでの営業現場や本部での知識・経験を活かし、経営陣に対しても適切な緊張関係を維持して牽制機能を発揮する等、常勤監査役としての責務を果たしてきました。引き続き、その職責を適切に遂行できる人物として監査等委員である取締役候補者として選任しております。



2

あお き しゅう へい  
青 木 周 平

新任

社外

独立役員

■ 生年月日	1958年7月6日
■ 所有する当行の株式数	2,647株
■ 取締役在任年数	3年（本総会終結時）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	日本銀行入行	2013年 5月	同行決済機構局長
2003年 11月	同行横浜支店長	2014年 7月	株式会社日立製作所理事
2005年 7月	同行システム情報局次長	2020年 4月	同社エグゼクティブストラテジスト
2008年 5月	同行米州統括役・兼ニューヨーク事務所長	2020年 6月	当行社外取締役（現任）
2011年 6月	同行金融市場局長		

監査等委員である  
社外取締役候補者  
とした理由及び  
期待する役割

金融業界全般に精通しており、高い見識を活かして大所高所から経営へ意見具申するなど、経営に対する監督を的確かつ公正に実施できる豊富な知識・経験を有することから、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。当行においては、金融業界における経験と知見を活かし、監査等委員として独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。



# 3 かす や よし ひこ 粕 谷 吉 彦

**新任** **社外** **独立役員**

■ 生年月日	1955年10月16日
■ 所有する当行の株式数	0株
■ 取締役在任年数	—

## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行	2008年 6月	千歳興産株式会社（現千歳コーポレーション株式会社） 取締役社長
1994年 5月	同行バンコック支店副支店長	2010年 6月	株式会社プリンスホテル取締役常務執行役員
1997年 3月	同行営業第一本部営業第三部長	2015年 4月	西武建設株式会社取締役副社長執行役員 （2023年3月退任）
2000年 10月	同行総務室副室長	2023年 6月	株式会社チノー社外監査役 （2023年6月就任予定）
2003年 5月	同行国際業務部長		
2006年 5月	同行京都支社長		
2006年 6月	同行執行役員京都支社長		

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割** 金融機関及び事業会社双方での経験を踏まえた、幅広い知識と高い見識を有することから、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。当行においては、これまでの多様な経験と知見を活かし、監査等委員として独立した客観的立場からの銀行経営の監督を期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木周平、粕谷吉彦の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 青木周平氏は、当行が定める社外役員の「独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当行は同取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ております。また、本総会において粕谷吉彦氏の選任が承認された場合、同様に同取引所に独立役員として届け出る予定です。なお、青木氏が2022年3月までエグゼクティブストラテジストを務めておりました株式会社日立製作所と当行の間には、定常的な銀行取引がありますが、直近事業年度の同社連結売上高及び当行連結業務粗利益に占める割合は1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。
4. 本総会において青木周平氏の選任が承認された場合、当行は社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。また、粕谷吉彦氏が選任された場合、当行は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が当行の取締役役に就任することとなった場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。

## 取締役候補者のスキル・マトリックス

## 【社内取締役】

氏名	性別	現在の当行における地位	経営戦略	リスク管理	財務・会計	審査	IT・デジタル	市場運用	営業企画	営業推進	人事企画	人材育成	他業経験
橋本 隆史	男性	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●	●		●	●	●	●	
石田 諭	男性	取締役 副頭取執行役員 (代表取締役)	●	●	●		●				●	●	●
横谷 和也	男性	取締役 専務執行役員	●	●	●			●			●	●	
杉浦 剛	男性	取締役 常務執行役員		●		●		●	●	●		●	
船木 隆一郎	男性	取締役 常務執行役員	●			●		●	●	●	●	●	●
本多 浩治	男性	常務執行役員				●			●	●		●	
半田 隆雄	男性	監査役		●	●						●	●	

## 【社外取締役】

氏名	性別	現在の当行における地位	地域経済	経済・金融環境	組織・ガバナンス	財務・会計
松坂 英孝	男性	社外取締役	●		●	
中山 こずゑ	女性	社外取締役	●		●	
青木 周平	男性	社外取締役		●		●
西村 隆至	男性	—	●		●	
粕谷 吉彦	男性	—		●	●	●

## 独立性判断基準

社外役員の独立性は、現在又は最近（注1）において以下のいずれにも該当しないことを判断の基準としております。

- (1) 当行を主要な取引先（注2）とする者、又はその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）の場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先（注2）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額（注3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行から多額（注3）の寄付等を受ける者、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主（注4）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要（注5）でない者は除く）の近親者（注6）
  - A. 上記（1）～（5）に該当する者。
  - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等。

（注1）「最近」

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）「主要な取引先」

- ・直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）に占める割合が2%を超える者。
- ・当該取引先にとって最上位の与信供与を当行から受けている者で、かつ当行の取引方針の変更によって甚大な影響を受ける者。

（注3）「多額」

過去3年平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える金額。

（注4）「主要株主」

当行の直近事業年度末における総議決権の10%以上を保有する株主。

（注5）「重要」

会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等。

（注6）「近親者」

二親等内の親族。

以上

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者については、指名の客観性及び透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しています。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



やす い きよ み  
安 井 聖 美

社外 独立役員

■ 生年月日	1964年10月16日
■ 所有する当行の株式数	100株
■ 取締役在任年数	—

### ■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年10月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所	2019年7月	日本公認会計士協会近畿会経営委員会委員長
1994年2月	公認会計士登録	2022年7月	日本公認会計士協会近畿会税制・税務委員会委員長（現任）
2007年9月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）退所		【重要な兼職の状況】
2008年10月	安井公認会計士事務所所長（現任）		安井公認会計士事務所所長
2008年11月	税理士登録		日本公認会計士協会近畿会幹事
2013年7月	日本公認会計士協会近畿会幹事（現任）		日本公認会計士協会近畿会税制・税務委員会委員長

### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士及び税理士並びにコンサルタントとしての財務及び会計に関する専門的知識と実務経験を有し、その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役会への適切な監督・助言を行うことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

- (注) 1. 安井聖美氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
 3. 同氏は当行が定める社外役員の「独立性判断基準」及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、取締役役に就任した場合、当行は同取引所の定めに基づき、独立役員として届け出る予定であります。  
 4. 同氏が取締役役に就任した場合、当行は社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。  
 5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。同氏が当行の取締役に就任することとなった場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当行の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第118回定時株主総会において年額600百万円以内と決議され、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、同業他社等の報酬水準及び昨今の経済情勢等を勘案して、年額400百万円以内（うち社外取締役分80百万円以内。）と定めることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定していることから、相当であると考えております。また、本総会終了後の取締役会で、事業報告「2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（2）会社役員に対する報酬等」に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役4名。）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役は9名（うち社外取締役は3名。）となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、同業他社等の報酬水準及び昨今の経済情勢等を勘案して、年額100百万円以内と定めることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定していることから、相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名。）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。



## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠決定の件

### 1.提案の理由及びこれを相当とする理由

当行は、2021年6月29日開催の第133回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認いただき（以下、「原決議」という。）、現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当行が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、原決議による本制度に係る報酬枠を廃止し、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて決定することについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案については、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は原決議と同一であること及び当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等に関する基本方針に掲げる「中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高めること」とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 2.本制度における報酬等の額及び内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当行の拠出する取締役の報酬額を原資として、当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記（2）以降のとおり。）

①本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役、並びに国内非居住者を除く。）
②当行が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・3事業年度を対象として、合計100百万円 ・ただし、2022年3月31日で終了した事業年度から開始する当初の対象期間においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、取締役に付与するポイントにかかる当行株式の取得原資として金員を別途拠出
③対象取締役に交付等が行われる当行株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	・取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は28,000ポイント（交付等が行われる当行株式等の数の上限は1ポイント当たり1株として換算した28,000株となります。） ・ただし、2022年3月31日で終了した事業年度から開始する当初の対象期間においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として、新株予約権の目的となる株式数相応のポイント（19,970ポイント。）を付与

④当行株式の取得方法 (下記 (2) のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行株式は株式市場または当行から取得（自己株式処分）予定（ただし、2021年に設定した信託は株式市場から取得したため、希薄化は生じていない。）</li> <li>・取締役が付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2023年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.1%</li> </ul>
⑤業績達成条件の内容 (下記 (3) のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎事業年度の業績目標（顧客向けサービス業務利益等。）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動</li> </ul>
⑥当行株式等の交付等の時期 (下記 (4) のとおり。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役の退任時（監査等委員でない取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任した場合を含む。）</li> <li>※取締役が死亡した場合は死亡時</li> </ul>

## (2) 当行が拠出する金員の上限

当行は、2022年3月31日に終了した事業年度から2024年3月31日で終了する3事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当行の取締役への給付を行うために必要となる株式の取得資金として150百万円を拠出し、本信託を設定しております。本信託は当行が拠出した金銭を原資として73,200株を取得しております。今般、監査等委員会設置会社への移行にともない、本信託は受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託として存続させることとします。なお、株式取得資金として拠出した金銭のうち、50百万円については、「株式報酬型ストック・オプション」からの移行措置として取締役に付与するポイントにかかる株式の取得原資として金員を本信託に拠出しております。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当行は延長された信託期間ごとに、100百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、100百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時。）に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に對する新たなポイント付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に対する当行株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

## (3) 取締役に交付等が行われる当行株式等の数の算定方法及び上限

当行は、対象期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に取締役に對して、取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標（顧客向けサービス業務利益等。）の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与します。

また、上記のとおり、本制度導入時に「株式報酬型ストック・オプション」としての新株予約権を放棄した取締役に対して、「株式報酬型ストック・オプション」からの移行措置として、放棄した新株予約権の目的となる株式数相応分のポイントを付与しております。

付与したポイントは、毎年累積し、取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下、「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等を行います。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされません。

当行の取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は、28,000ポイントを上限とします。したがって、本信託により取締役に交付される1事業年度あたりの当行株式等の総数は、28,000株を上限とします。ただし、当初の対象期間については、かかる1事業年度あたりに付与されるポイントの総数とは別に、「株式報酬型ストック・オプション」からの移行措置として、2021年8月31日付けで、対象者に19,970ポイントを付与しております。

#### (4) 取締役に対する当行株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時（監査等委員でない取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任した場合を含む。）に、上記（3）に基づき算出される数の当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの一定割合（単元未満株式は切り捨て。）に相当する数の当行株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

#### (5) 本信託内の当行株式に関する議決権

本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### (6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

# 事業報告

## 第135期 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### ● 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行、連結子会社11社及び持分法適用会社3社で構成され、奈良県を中心とする地域におきまして、銀行業を中心に証券業及びカード・リース業並びにコンサルティング業などを通じ、お客さまに最適なサービスとソリューションの提供を行っています。

##### ● 金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化が進みつつあるなか、緩やかな持ち直しがみられました。

一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等の影響による世界的な景気後退懸念など、わが国経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。

当行グループの事業基盤である奈良県経済においても、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の緩和により、個人消費の回復や観光産業の持ち直しの動きが見られるものの、今後のウクライナ情勢や資源価格の動向、金融・為替市場の動向など、不確実性が極めて高くなっています。

##### ● 企業集団を巡る事業の経過及び成果

当行グループは、2020年度から2029年度までを計画期間とする経営計画「なんとミッションと10年後に目指すゴール」において、「地域の発展」「活力創造人材の創出」「収益性の向上」をなんとミッションとして掲げ、「地域と共に発展するサステナブル経営」を目指しています。

2022年度は、リレーションシップマネジメント（以下、「RM」という）の変革による「顧客基盤の拡充」「人材育成の強化」をアクションプランの中核に据え、お客さまの生産性向上、資産形成支援、事業化支援、デジタル技術を活用した利便性向上に取り組みました。

また、成長機会の整備や女性活躍の推進、人材のポテンシャルを最大限に引き出すための研修等により、「おもしろい人材」の創出に取り組みました。

一方で、「経営基盤の強化」に向けて、デジタル技術を活用した当行グループの生産性向上、信用リスクマネジメントの高度化、マネーローダリング・テロ資金対策の徹底、気候変動問題に起因するリスク対応などに取り組みました。

その結果、当行グループの業績は、次のとおりとなりました。

連結経常収益は、有価証券利息配当金や株式等売却益が減少したものの、貸出金利息や役務取引等収益、外国為替売買益が増加したことなどから、前連結会計年度比2億17百万円増加の777億48百万円となりました。

連結経常利益は、経費や与信関連費用は減少したものの、国債等債券売却損が増加したことなどから、前連結会計年度比116億58百万円減少の63億22百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比71億36百万円減少の47億31百万円となりました。

貸出金残高は中小企業向け貸出金や住宅ローンを中心に前連結会計年度末比736億円増加し、3兆9,443億円となり、預金残高は、個人預金が堅調に推移したことにより前連結会計年度末比682億円増加し、5兆7,156億円となりました。有価証券残高は債券が減少したことなどから前連結会計年度末比1,499億円減少し、1兆3,205億円となりました。

上記の結果、自己資本比率は前連結会計年度末比0.35ポイント低下の9.25%となりました。

なお、連結ベースでの顧客向けサービス業務利益は、貸出金利息及び役務取引等利益が増加し、経費が減少したことなどから、前連結会計年度末比40億84百万円増加の58億94百万円となりました。

#### (有価証券の損失処理について)

2022年度第4四半期において、逆鞘となっている外国債券を中心に損失処理を行い、大幅な売却損を計上しました。これは、有価証券運用について、2023年度以降の安定的な利息収入確保と含み益づくりを目指し、ポートフォリオの再構築を行ったもので、顧客向けサービス業務利益などの業績は概ね計画通り推移しています。

セグメント別の事業の経過及び成果は以下のとおりです。

#### <銀行業務>

経常収益は、貸出金利息や役務取引等収益、外国為替売買益は増加したものの、有価証券利息配当金や株式等売却益が減少したことなどから、前連結会計年度比4億65百万円減少の664億21百万円となり、経常利益は、営業経費や与信関連費用は減少したものの、国債等債券売却損が増加したことなどから、前連結会計年度比116億87百万円減少の57億68百万円となりました。

#### <リース業務>

グループ力を活かした営業活動を展開することにより、有力なマーケットである奈良県内及び大阪府地域を中心に、取引基盤の拡大と収益増強に努めました。

以上の結果、経常収益は前連結会計年度比4億21百万円増加の98億90百万円となり、経常利益は10百万円増加の3億16百万円となりました。

<その他>

証券業務においては、銀行と協働推進し顧客層の拡大を図るとともに、マーケット環境に即した提案営業等に取り組みました。カード業務においては、法人向けカードの推進と新規加盟店の獲得に積極的に取り組み、奈良県を中心とするエリア内のキャッシュレス決済市場の拡大を図りました。コンサルティング業務においては、コンサルティング営業の推進、人材紹介サービスなどのソリューションを提供しました。

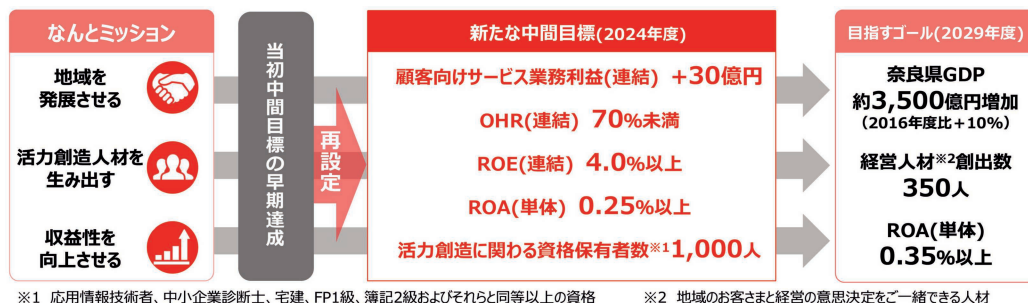
以上の結果、経常収益は前連結会計年度比42百万円増加の59億61百万円となりましたが、証券業務において営業経費が増加したことなどから、経常利益は前連結会計年度比45百万円減少の15億22百万円となりました。

● 対処すべき課題

当行グループでは、「地域と共に発展するサステナブル経営」を実現するため、当行グループやステークホルダーにとっての重要度を勘案して、以下のとおり、重要課題（以下、「マテリアリティ」という）を特定しています。

取り組むべき5つの重要課題 (マテリアリティ)	ESG分類	対応するSDGs
深刻化する気候変動問題への対応	E	12 持続可能な消費と生産、13 気候変動に具体的な対策を、15 陸の豊かさを保つ
地域経済の持続的成長の実現	S	9 産業・イノベーションの促進、11 持続可能な都市とコミュニティ、15 陸の豊かさを保つ
便利で豊かな社会の実現	S	4 質の高い教育をみんなに
多様な人材が活躍できる健全な企業風土の醸成	S	8 働きがい、経済成長、社会福祉の向上
多様化・複雑化するリスクへの備え	G	11 持続可能な都市とコミュニティ

2024年までの中間目標として、顧客向けサービス業務利益（連結）30億円、OHR（連結）70%未満、ROE（連結）4.0%以上を設定し、「目指すゴール」の達成を目指しています。



当行グループが、中長期的に企業価値を向上させていくためには、マテリアリティを踏まえて事業戦略を策定し、アクションプランとして具体化していく必要があります。

2023年度のアクションプランでは、引き続きRMの変革を軸に、ステークホルダーの皆さまからの信頼の深化・拡大に取り組みます。

顧客基盤の拡充に向けて、お客さまの企業価値向上、資産形成に取り組むとともに、デジタル技術を活用した利便性の向上や、地域が持つ資産・資源の付加価値向上に向けて地域の事業創出に取り組みます。

また、経営基盤の強化に向けて、気候変動問題への取組、安定的な利回りを獲得できるポートフォリオの構築など市場運用の高度化、リスク・ガバナンスの高度化に取り組みます。

これらの取組を実現するためには、高いスキルや資質を備えた人材の確保・育成が不可欠であり、おもしろい人材の創出に取り組みます。

【2023年度アクションプラン】

RMの変革	信頼の深化・拡大	顧客基盤の拡充	お客さまの企業価値向上	お客さまが抱える真の課題を共有し、その課題解決を図ることにより、持続的な企業成長を支援する
		お客さまの資産形成	ライフプランに寄り添い、金融・不動産などのあらゆる資産の増加や取得の具体化を支援し、お客さまの豊かな生活を実現する	
		利便性の向上	お客さまが時間や場所を問わず、当行グループにシームレスにアクセスできる環境を整えるほか、当行グループ自らの生産性を高める体制を構築する	
		地域の事業創出	当行グループ自らが、主体的に地域が持つ資産・資源の付加価値向上に取り組む一方、地公体、外部機関と連携し、お客さまの創業・新事業の具現化を支援する	
	経営基盤の強化	気候変動問題への取組	CO <sub>2</sub> 削減など気候変動問題への対応を通じて、持続可能な地域社会を実現する	
		市場運用の高度化	マーケットリスクの高まりによる影響をコントロールし、安定的な利回りを獲得できるポートフォリオを構築する	
		リスク管理・ガバナンスの高度化	不確実性の高い経営環境下において、リスクの適切な管理と、機動的な意思決定により、当行グループの経営の健全性と業務の適切性を高める	
		おもしろい人材の創出	若年代からの成長機会の整備や多様化を通じて、付加価値創造力の高い人材を生み出すことにより、当行グループの持続的成長につなげる	

今後とも、ご信頼にお応えできるよう、グループ役職員が一丸となって取り組んでまいりますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては、何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	6,133
リース業務	14
その他	42
合計	6,190

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	(新設)	
	印影検索システム	106
	ホストデータ連携システム更改	151
	ソフトウェアの取得	1,575
	リース資産の取得	125
	(処分・除却)	
	旧高田本町支店 旧中登美出張所	

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。



### (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### イ 親会社の状況

該当ありません。

#### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要 事業内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
			百万円	%	
南都マネジメントサービス株式会社	奈良県奈良市	子会社管理業	40	100	—
南都ビジネスサービス株式会社	奈良県奈良市	銀行の事務 代行業	10	100	—
南都信用保証株式会社	奈良県奈良市	信用保証業	10	100 (100)	—
南都リース株式会社	奈良県奈良市	リース業	500	100 (100)	—
南都コンピュータサービス株式会社	奈良県奈良市	ソフトウェア 開発業	10	100 (100)	—
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市	クレジット カード業	50	100 (100)	—
南都カードサービス株式会社	奈良県生駒市	クレジット カード業	50	100 (100)	—
南都コンサルティング株式会社	奈良県奈良市	コンサルティ ング業	45	100 (100)	—
なんとチャレンジド株式会社	奈良県奈良市	銀行の事務 代行業	20	100 (100)	—
南都まほろば証券株式会社	奈良県奈良市	金融商品 取引業	3,000	100 (100)	—
南都キャピタルパートナーズ株式会社	奈良県奈良市	投資業	100	100	—

- 注 1. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は間接議決権比率です。  
 2. 上記11社は、連結子会社です。  
 3. 南都マネジメントサービス株式会社は中間持株会社です。

(ご参考) 持分法適用会社

会社名	所在地	主要 事業内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
			百万円	%	
奈良みらいデザイン株式会社	奈良県奈良市	地域活性化事業	80	— (39.9)	—
奈良古民家まちづくりパートナーズ株式会社	奈良県奈良市	投資業	3	— (—)	—
フロンティア南都インベストメント合同会社	奈良県奈良市	投資業	5	— (50.0)	—

- 注 1. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は間接議決権比率です。
2. 奈良古民家まちづくりパートナーズ株式会社（以下「同社」という。）は、当行の持分法適用会社である奈良みらいデザイン株式会社が株式を保有しています。当行が有する同社の議決権比率は100分の20未満ですが、実質的な影響力を持っているため、持分法適用会社として同社の当期純損益の23.9%を当行連結決算に織り込んでいます。
3. フロンティア南都インベストメント合同会社は、2022年5月16日新規設立により、当行の持分法適用会社となりました。
4. 上記以外に非連結の子会社等である投資事業組合4組合、持分法非適用の関連会社である投資事業組合5組合があります。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っています。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っています。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っています。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っています。

### (4) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本 隆史	取締役頭取（代表取締役）		
石田 諭	取締役副頭取執行役員 （代表取締役） 全体執行統括、 経営企画部、大阪ブロック本部、 DX・SDGs特命担当		
横谷 和也	取締役専務執行役員 人事総務部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部、 奈良中和ブロック本部、 奈良南和・和歌山ブロック本部		
西川 和伸	取締役常務執行役員 IT戦略部、事務サポート部、 審査部、奈良北和ブロック本部、 京都ブロック本部		
杉浦 剛	取締役常務執行役員 営業推進本部長 営業サポート部、 法人ソリューション部、 資産コンサルティング部		
船木 隆一郎	取締役常務執行役員 市場運用部、地域事業創造部、 東京営業部		
北村 又左衛門	取締役（社外取締役）	北村林業株式会社 代表取締役社長	
松坂 英孝	取締役（社外取締役）	株式会社オージーキャピタル 取締役会長 大阪瓦斯株式会社顧問 広島ガス株式会社取締役 （社外取締役） 西松建設株式会社取締役 （社外取締役）	
青木 周平	取締役（社外取締役）		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中山 こそゑ	取締役（社外取締役）	TDK株式会社取締役 （社外取締役） いすゞ自動車株式会社取締役 （社外取締役） 株式会社帝国ホテル監査役 （社外監査役）	
箕輪 尚起	監査役（常勤）		
半田 隆雄	監査役（常勤）		
倉橋 孝壽	監査役（社外監査役）	近鉄グループホールディングス株式会社 グループ執行役員 近鉄不動産株式会社 代表取締役社長	
三石 基	監査役（社外監査役）	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 代表取締役副社長	

- 注 1. 取締役 北村又左衛門氏、松坂英孝氏、青木周平氏、中山こそゑ氏及び監査役 倉橋孝壽氏、三石基氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。  
2. 当行は執行役員制度を採用しています。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりです。

（年度末現在）

氏名	地位	担当	その他
合田 敬	常務執行役員	IT戦略担当	
本多 浩治	執行役員	営業推進本部副本部長 兼奈良北和ブロック本部長 兼京都ブロック本部長	
岡本 耕誌	執行役員	審査部長	
春日 英達	執行役員	営業推進本部副本部長 兼大阪ブロック本部長	
田原 久義	執行役員	事務サポート部長	
中島 伸佳	執行役員	営業推進本部副本部長 兼営業サポート部長	
藏東 義典	執行役員	経営企画部長	
角谷 晴行	執行役員	人事総務部長	
西山 知志	執行役員	東京営業部長	
竹邑 秀隆	執行役員	南都コンサルティング株式会社 代表取締役社長	
大本 芳克	執行役員	監査部長	

常務執行役員 大西知巳氏及び執行役員 西岡英俊氏は、2023年3月31日をもって退任しました。

3. 2023年4月1日付で取締役及び執行役員の地位並びに担当の異動を行いました。  
会社役員及び取締役を兼務していない執行役員の状況は以下のとおりです。

① 会社役員

(2023年4月1日現在)

氏名	地位	担当
橋本 隆史	取締役頭取（代表取締役）	
石田 諭	取締役副頭取執行役員 （代表取締役）	全体執行統括、 秘書室、経営企画部、 DX・SDGs 特命担当
横谷 和也	取締役専務執行役員	人事総務部、リスク統括部、 コンプライアンス統括部
杉浦 剛	取締役常務執行役員 営業推進本部長	営業サポート部、法人ソリューション部、 資産コンサルティング部
船木 隆一郎	取締役常務執行役員	市場運用部、地域事業創造部、東京営業部
西川 和伸	取締役	
北村 又左衛門	取締役（社外取締役）	
松坂 英孝	取締役（社外取締役）	
青木 周平	取締役（社外取締役）	
中山 こずゑ	取締役（社外取締役）	
箕輪 尚起	監査役（常勤）	
半田 隆雄	監査役（常勤）	
倉橋 孝壽	監査役（社外監査役）	
三石 基	監査役（社外監査役）	

## ② 取締役を兼務していない執行役員

(2023年4月1日現在)

氏名	地位	担当
本多 浩治	常務執行役員	IT戦略部、事務サポート部、審査部
合田 敬	常務執行役員	IT戦略担当
岡本 耕誌	常務執行役員	審査部長
春日 英達	常務執行役員	営業推進本部副本部長 兼大阪ブロック本部長
田原 久義	執行役員	経営企画部長
中島 伸佳	執行役員	本店エリア統括長 兼本店営業部長 兼紀寺支店長 兼奈良市役所出張所長
藏東 義典	執行役員	営業推進本部副本部長 兼営業サポート部長
角谷 晴行	執行役員	人事総務部長
西山 知志	執行役員	東京営業部長
竹邑 秀隆	執行役員	南都コンサルティング株式会社 代表取締役社長
大本 芳克	執行役員	事務サポート部長
乾 士郎	執行役員	営業推進本部副本部長 兼奈良北和ブロック本部長 兼京都ブロック本部長
山中 康之	執行役員	大阪中央営業部長
大西 廣到	執行役員	営業推進本部副本部長 兼奈良中和ブロック本部長 兼奈良南和・和歌山ブロック本部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

## ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めています。

## 1. 基本方針

- ・ 当行の取締役の報酬については、取締役に対して、中長期的視点に基づく経営の実践、並びに当行の中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識の高度化を促す報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、年に一度、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会にて決議された適正な水準とすることを基本方針とする。
- ・ 具体的には、固定報酬としての月額報酬及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月額報酬のみを支払うこととする。

2. 月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
  - ・ 当行の取締役の月額報酬は、月例の固定報酬とし、「役員報酬規程」に基づき、役位、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に決定するものとする。
  - ・ その総額は株主総会で承認を得た年額600百万円以内とする。
3. 業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
  - ・ 業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とする。
  - ・ 業績連動型株式報酬として、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用する。
  - ・ B I P信託とは、役員を対象とするインセンティブ・プランであり、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付又は給付する。
  - ・ 取締役会にて制定された「役員報酬規程」及び「役員報酬B I P信託に関する株式交付規程」に基づき、毎年一定の時期に、取締役の役位に応じた「固定ポイント」と当行の毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。
  - ・ 付与したポイントは毎年蓄積され、1ポイントを当行株式1株として、取締役の退任時にポイントの累積値に応じて当行株式等の交付等を行う。
  - ・ 毎事業年度における「業績連動ポイント」は、経営計画にて当行が目指す「顧客向けサービス業務利益の黒字化」、「当行グループ収益の極大化」への達成意欲を高めるために、毎事業年度の顧客向けサービス業務利益（連結ベース）の目標値を指標とする。
  - ・ 当行が拠出する金員の上限は3事業年度を対象として、合計100百万円（交付する当行株式の総数は84,000株）とする。

<付与ポイントの算定式>

固定ポイント＝役位別株式報酬基準額（※1）×2/3÷前提株価（※2）

業績連動ポイント＝役位別株式報酬基準額×1/3÷前提株価×業績連動係数

※1 業績達成率100%時に本制度で支給される役位毎の報酬の合計

※2 B I P信託が当初取得した当行株式の平均取得単価（小数点以下切り捨て）

<役員別株式報酬基準額>

(単位：千円)

役員（※3）	役員別株式報酬基準額（※1）	内訳	
		固定部分	業績連動部分
頭取（代表取締役）	6,156	4,104	2,052
副頭取（代表取締役）	5,472	3,648	1,824
取締役専務執行役員	4,275	2,850	1,425
取締役常務執行役員	3,762	2,508	1,254

※3 支給対象期間（前年の定時株主総会翌日から同年の定時株主総会日）開始時の役位を適用

<目標値>

顧客向けサービス業務利益（連結ベース）：27億円

<業績連動係数>

目標値との乖離金額	業績連動係数
+10億円超	200%
+9億円超～+10億円以下	190%
+8億円超～+9億円以下	180%
+7億円超～+8億円以下	170%
+6億円超～+7億円以下	160%
+5億円超～+6億円以下	150%
+4億円超～+5億円以下	140%
+3億円超～+4億円以下	130%
+2億円超～+3億円以下	120%
+1億円超～+2億円以下	110%
0億円超～+1億円以下	100%
△1億円超～0億円以下	90%
△2億円超～△1億円以下	80%
△3億円超～△2億円以下	70%
△4億円超～△3億円以下	60%
△5億円超～△4億円以下	50%
△5億円以下	0%

4. 月額報酬の額、業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・取締役の種類別の報酬割合については、中長期的視点に基づく経営の実践、並びに中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識の高度化を促すことができる水準となるよう、決定する。



- ・具体的には月額報酬を固定報酬とし、業績連動型株式報酬の額の割合を、目標値の達成状況に応じ、月額報酬の年間支給額の10%~20%とする。
- 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
  - ・当行は役員等の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、企業価値を向上させるために、委員長及び半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置している。
  - ・取締役の個人別の報酬等については、「役員報酬規程」に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会にて決定する。

本決定方針は取締役会の決議により決定しています。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

また、監査役の報酬については、監査役の独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じた固定的な報酬として支給する「月額報酬」とし、月額報酬は「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とすることとしています。

## ②取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等 (非金銭報酬等)
取締役	10名	242	206	35
監査役	4名	51	51	—
計	14名	294	258	35

- 注
1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。
  2. 当行は取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対する業績連動型株式報酬を導入しています。本表における業績連動報酬等は、当事業年度における費用計上額です。
  3. 業績連動型株式報酬は、中長期的な業績向上及び企業価値増大の貢献意識を高めるため各事業年度の経営活動を反映する顧客向けサービス業務利益（連結ベース）を業績指標とし、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会にて支給額を決定します。当事業年度における顧客向けサービス業務利益（連結ベース）の目標は27億円、実績は58億円です。
  4. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議の内容は以下のとおりです。
    - ・取締役の固定報酬（使用人兼務取締役の使用人としての給与含む）  
年額600百万円以内  
(2006年6月29日開催の第118期定時株主総会決議・同定時株主総会終結時の取締役の員数 15名)

・業績連動型株式報酬（非金銭報酬）

2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する3事業年度を対象として合計100百万円（交付する当行株式の総数は84,000株）を上限とする。

ただし、当初の対象期間（2022年3月31日で終了する事業年度）においては、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置として取締役が付与するポイントに係る当行株式の取得原資として50百万円（交付する当行株式の総数は20,000株）を上限とする金員を別途拠出する。

（2021年6月29日開催の第133期定時株主総会決議・同定時株主総会終結時の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）の員数 6名）

・監査役の固定報酬

年額100百万円以内

（2006年6月29日開催の第118期定時株主総会決議・同定時株主総会終結時の監査役の員数 5名）

以 上

場所

## ホテル日航奈良 4F 飛天の間

奈良市三条本町8-1 0742-35-8831(代表)



交通アクセス

### ▶ JRの場合：JR奈良駅 西口すく

※雨天の場合、改札口を出て1Fまで降りていただくとルーフがありますので雨に濡れることなく来場いただけます。

JR奈良駅 改札

改札階を直進し  
左手にホテルが  
見えます

エレベーター  
または  
エスカレーター  
で4Fへ

総会会場  
4F 飛天の間

### ▶ 近鉄の場合

近鉄奈良駅

徒歩12分

近鉄新大宮駅

徒歩15分

## 『2022年度決算及び2023年度アクションプラン』の動画配信のご案内

2022年度決算概要等について、頭取のプレゼンテーション動画をIRポータルサイト「NET-IR」にて配信しますので、ぜひご覧ください。

日時 2023年6月2日（金曜日）以降

視聴URL ▶ <https://www.nantobank.co.jp/investor/ir/meeting.html>

(上記の当行ホームページの資料掲載場所に「NET-IR」へのリンクを掲載しています。)

(注) やむを得ない事情により、配信が実施できなくなる可能性があります。配信可否、状況等につきましては、随時当行ホームページでご案内させていただきます。



# ライブ配信のご案内

当日の株主総会にご自宅等から参加し、株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

## 1. ライブ配信日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで  
※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃からご利用可能です。

## 2. 配信ページのログイン方法

### 1 スマートフォン、タブレットからのアクセス方法

議決権行使書裏面のQRコードを読み取ることで、ログインID・パスワードを入力せずにアクセスが可能です。



### 2 パソコンからのアクセス方法

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

ログイン画面に議決権行使書裏面にあるログインIDとパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ、「ログイン」ボタンをクリックください。



## 3. 視聴方法

ログイン後の画面に表示されている、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてご覧ください。

## ご留意事項

- 当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ライブ配信にアクセスいただくのは、株主さま本人のみに限定させていただき、代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上の株主総会への出席ではありません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議をインターネットを通じて行うことはできません。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- やむを得ない事情により、ライブ配信が実施できなくなる可能性があります。その場合は、当行ホームページ等によりご案内させていただきます。

配信ページに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
TEL 0120-676-808（午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）／通話料無料）



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。